

北海道住宅供給公社 宅地分譲紹介制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、北海道住宅供給公社(以下「公社」という。)の宅地分譲の販売を促進するため、購入希望者を紹介した者(以下「紹介者」という。)に対し謝礼を贈呈することに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象物件の範囲)

第2条 宅地分譲で公募期間が終了し、先着順受付に切り替えをした宅地分譲(以下「紹介対象物件」という。)とし、対象物件は別に定めることとする。

(紹介の方法)

第3条 紹介者は紹介カード(別記1号様式)により公社に紹介するものとする。

(紹介の成立)

第4条 前条による紹介者については紹介カードの提出のあった都度、公社は紹介者調書を作成し、その経緯を整理記録することとする。

- 2 購入希望者が紹介対象物件に対し、公社が紹介カードを受理した日から6ヶ月以内に土地譲渡契約を公社と締結し、所有権移転登記の完了を公社が確認したときに本紹介が成立する。
- 3 1 購入希望者についての紹介は1名に限るものとし、既に紹介カードを公社が受理している場合、同一購入希望者についての紹介は受け付けないこととする。

(紹介料)

第5条 前項の紹介が成立した時には、紹介料(謝礼)として分譲価額を勘案し、3万円以内の商品券を紹介者に贈呈する。

- 2 紹介者への贈呈は前項の紹介が成立する宅地の所有権移転登記の完了の日から、原則として1ヶ月以内に行うものとする。

(紹介制度対象除外者)

第6条 購入希望者の同居親族、公社役職員とその家族及び宅地建物取引を業とする者は本制度の対象から除外するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この取扱要領は平成21年7月2日より実施する。

附 則

第5条に定める紹介料のうち、南幌町みどり野団地については5万円とし、平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成22年4月1日付附則については、令和2年3月31日をもって廃止する。